

ロードスター・キャピタル株式会社

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ロードスター・キャピタル株式会社と称し、英文では Loadstar Capital K.K.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 第一種金融商品取引業
- (2) 第二種金融商品取引業
- (3) 投資助言・代理業
- (4) 投資運用業
- (5) 匿名組合財産の運用、管理及びコンサルティング
- (6) 匿名組合出資持分等の集団投資スキーム持分に関し出資された金銭の分別管理
- (7) 有価証券の取得、運用、投資及び保有
- (8) 匿名組合出資持分の取得、保有、処分及び媒介
- (9) 不動産の取得、所有、売買、賃貸、仲介及び管理
- (10) 不動産に係るコンサルティング
- (11) 資産運用に係るコンサルティング
- (12) 不動産に関する投資顧問業
- (13) インターネット等の通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス
- (14) インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画立案、制作、保守及び運営管理
- (15) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (16) 金銭の貸し付け、債務の保証並びにその他金融業務
- (17) 金融商品仲介業
- (18) 金融サービス仲介業
- (19) 前各号に付帯するその他一切の業務

2. 当会社は、前項に定めるところに加え、前項各号の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、80,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置

き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、代表取締役副社長がこれに代わるものとし、あらかじめ取締役会において別途定めた場合は、他の取締役が株主総会を招集し、議長となることができる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主及び代理人は当該代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(代表取締役)

第 20 条 当会社は代表取締役 1 名以上を置く。代表取締役は、取締役会の決議により取締役の中から選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役の中から、代表取締役社長 1 名を選任するものとし、必要に応じて会長、副社長各若干名を選定することができる。当会社に置く代表取締役が 1 名の場合には、その代表取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第 23 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集者、通知及び議長)

第 24 条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長が取締役会を招集し議長となることができない場合は、代表取締役副社長がこれに代わるものとし、あらかじめ取締役会において別途定めた場合は、他の取締役がこれにあたることができる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、取締役全員の同意がある場合、招集手続を省略して開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、年額報酬の 2 年分の合計金額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は 7 名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第 30 条 当会社の監査役（補欠監査役を含む。）は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに常勤監査役より発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令及び社内規程に別段の定め等がある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 35 条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

(監査役に関する規則)

第 36 条 当会社の監査役及び監査役会に関するその他の事項は、別途定める「監査役監査規程」及び「監査役会規則」による。

(報酬及び退職慰労金)

第 37 条 監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、年額報酬の 2 年分の合計金額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(期末配当金)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 45 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(定款に定めのない事項)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。